

平成15年8月7日

滋賀県規則第78号

改正 平成16年4月1日規則第22号
平成17年4月1日規則第34号
平成17年11月30日規則第91号
平成18年3月31日規則第30号
平成19年4月1日規則第27号
平成19年7月18日規則第50号
平成21年4月1日規則第37号
平成25年12月27日規則第103号
平成27年10月20日規則第65号
平成28年3月18日規則第38号
平成28年12月28日規則第99号
平成29年9月1日規則第56号
令和元年6月28日規則第4号
令和2年3月31日規則第67号
令和3年3月30日規則第18号

滋賀県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

滋賀県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県産業廃棄物税条例（平成15年滋賀県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第5条第1項第3号の県外の地方公共団体)

第3条 条例第5条第1項第3号の産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して地方税を課する県外の地方公共団体として規則で定めるものは、別表第1のとおりとする。

(条例第5条第1項第4号の県外の地方公共団体)

第4条 条例第5条第1項第4号の産業廃棄物の中間処理施設への搬入に対して地方税を課する県外の地方公共団体として規則で定めるものは、三重県とする。

(条例第5条第1項第5号の再生施設)

第5条 条例第5条第1項第5号の再生の用に供される施設で規則で定めるもの（以下「再生施設」という。）は、次に掲げる県内中間処理施設または県内最終処分場（以下「県内中間処理施設等」という。）であって排出事業者の委託による産業廃棄物の処分の用に供するものとする。

(1) 次に掲げる要件を満たすものとして、産業廃棄物の種類ごとおよび処分の方法ごとに、毎年度、知事が

認定する県内中間処理施設等

ア 認定に係る種類の産業廃棄物について認定を受けようとする年度の前年度の11月30日において1年（認定を受けようとする年度の前々年度の12月2日から認定を受けようとする年度の前年度の9月1日までの間に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合にあっては当該前年度の11月30日において3月、当該前年度の9月2日から認定を受けようとする年度の9月1日までの間に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合にあっては次項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日において3月）以上の処分の実績を有すること。

イ 当該県内中間処理施設等において処分された後の物について別表第2に掲げる算式により算定した数値（以下「再生率」という。）が0.9以上であること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）

第2条第7号および第9号に掲げる産業廃棄物または同号に掲げる産業廃棄物の破砕の用に供する県内中間処理施設等において当該産業廃棄物を処分する場合の当該県内中間処理施設等

- 2 前項第1号の認定を受けようとする者は、認定を受けようとする年度の前年度の12月25日（当該前年度の9月2日から認定を受けようとする年度の9月1日までの間に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合にあっては、当該年度の12月25日）までに、再生施設認定申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 3 認定を受けようとする年度の前年度の9月2日から認定を受けようとする年度の9月1日までの間に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合における当該認定を受けようとする年度に係る認定の期間は、認定があった日の属する月の翌月の初日から当該年度の末日までとする。
- 4 知事は、第1項第1号の認定をしたときは、当該認定を受けた者の住所および氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）、当該認定を受けた年度（当該認定の期間が1年に満たない場合にあっては、当該認定を受けた期間）、当該認定を受けた県内中間処理施設等の所在地ならびに当該認定に係る産業廃棄物の種類および処分の方法を公表するものとする。

（一部改正〔平成17年規則91号〕）

（課税免除の手続）

第6条 条例第5条第1項第3号から第5号までの規定により産業廃棄物税の免除を受けようとする者は、産業廃棄物税課税免除申請書（別記様式第2号）に当該産業廃棄物の搬入が条例第5条第1項第3号から第5号までに掲げる搬入に該当することを証するに足りる書類を添付して西部県税事務所に提出しなければならない。

（一部改正〔平成21年規則37号〕）

（条例第8条第2項の要件）

第7条 条例第8条第2項の規則で定める要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとする。

（換算して得た重量）

第8条 条例第8条第2項の規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、当該

右欄に定める換算係数（1立方メートル当たりのトン数）を産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
(1) 燃え殻	1.14
(2) 汚泥	1.10
(3) 廃油	0.90
(4) 廃酸	1.25
(5) 廃アルカリ	1.13
(6) 廃プラスチック類	0.35
(7) 紙くず	0.30
(8) 木くず	0.55
(9) 繊維くず	0.12
(10) 食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物	1.00
(11) 廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる産業廃棄物	1.00
(12) ゴムくず	0.52
(13) 金属くず	1.13
(14) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）および陶磁器くず	1.00
(15) 鉱さい	1.93
(16) 工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
(17) 動物のふん尿	1.00
(18) 動物の死体	1.00
(19) 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる産業廃棄物	1.26
(20) 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00
備考	
(1)の項から(6)の項までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物とし、(7)の項から(10)の項までおよび(12)の項から(18)の項までに掲げる産業廃棄物の種類はそれぞれ廃棄物処理法施行令第2条第1号から第4号までおよび第5号から第11号までに掲げる産業廃棄物とする。	

（課税標準の特例の申出）

第9条 条例第9条の申出は、課税標準の特例を受けようとする産業廃棄物の搬入を行った月の翌々月の末日までに、課税標準特例申出書（別記様式第3号）に条例第8条第1項第2号の規定により算出した重量が当該県内中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の重量を超えることを証するに足る書類を添えて、これ

を西部県税事務所長に提出して行うものとする。

（一部改正〔平成21年規則37号〕）

（申告書等の様式）

第10条 条例第13条の申告書および条例第14条第2項の修正申告書は、産業廃棄物税申告書・修正申告書（別記様式第4号）によるものとする。

（更正または決定の通知等）

第11条 条例第15条の通知は、産業廃棄物税更正・決定・再更正および加算金額決定通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

（賦課徴収等）

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項については、滋賀県税規則（昭和25年滋賀県規則第55号）の定めるところによる。この場合において、同規則第9条の2第1項および第2項中「および条例第110条第1項」とあるのは「、条例第110条第1項および滋賀県産業廃棄物税条例（平成15年滋賀県条例第6号）第6条第1項」と、同条第3項中「および条例第110条第2項」とあるのは「、条例第110条第2項および滋賀県産業廃棄物税条例第6条第2項」と、同条第4項および第5項中「および条例第110条第3項」とあるのは「、条例第110条第3項および滋賀県産業廃棄物税条例第6条第3項」と、同規則別記様式第1号の8の2および別記様式第1号の8の5中「滋賀県税条例」とあるのは「

滋賀県税条例

滋賀県産業廃棄物税条例

」と、同規則別記様式第2号の50中「

県民税利子割

県民税配当割

県民税株式等譲渡所得割

県たばこ税

ゴルフ場利用税

軽油引取税

」とあるのは「

県民税利子割

県民税配当割

県民税株式等譲渡所得割

県たばこ税

ゴルフ場利用税

軽油引取税

産業廃棄物税

」とする。

（一部改正〔令和2年規則67号〕）

付 則

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第5条の規定は公布の日から、別表第1中奈良県に係る部分は同年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度における第5条第1項第1号の認定については、同号ア中「前年度の11月30日」とあるのは「9月1日」と、「前々年度の12月2日」とあるのは「前年度の9月3日」と、同条第2項中「前年度の12月25日」とあるのは「10月1日」と、別表第2中「認定を受けようとする年度の前々年度（当該前々年度の4月2日から12月1日までの間に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合にあっては当該県内中間処理施設等において当該産業廃棄物の処分を開始した日から起算して1年間、当該前々年度の12月2日以後に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合にあっては当該県内中間処理施設等において当該産業廃棄物の処分を開始した日から認定を受けようとする年度の前年度の11月30日までの間」とあるのは「平成15年4月1日から同年9月2日までの間のいずれかの日前1年間（平成14年9月3日以後に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合にあっては、当該県内中間処理施設等において当該産業廃棄物の処分を開始した日から平成15年9月1日までの間）」とする。
- 3 平成16年度における第5条第1項第1号の認定については、別表第2中「認定を受けようとする年度の前々年度（当該前々年度の4月2日から12月1日までの間に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合にあっては当該県内中間処理施設等において当該産業廃棄物の処分を開始した日から起算して1年間、当該前々年度の12月2日以後に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合にあっては当該県内中間処理施設等において当該産業廃棄物の処分を開始した日から認定を受けようとする年度の前年度の11月30日までの間」とあるのは、「平成15年4月1日から同年12月1日までの間のいずれかの日前1年間（平成14年12月2日以後に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合にあっては、当該県内中間処理施設等において当該産業廃棄物の処分を開始した日から平成15年11月30日までの間）」とする。

付 則（平成16年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年規則第91号）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成16年9月2日から平成16年12月1日までの間に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合における平成17年度の第5条第1項第1号の認定については、別表第2中「当該産業廃棄物の処分を開始した日から申請日」とあるのは、「平成16年12月1日から申請日」とする。

付 則（平成18年規則第30号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「青森県」を「北海道 青森県」に改める部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

付 則（平成19年規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成19年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成19年4月1日から適用する。

付 則（平成21年規則第37号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成25年規則第103号）

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

2 この規則の施行の際現にある第1条の規定による改正前の滋賀県税規則および第2条の規定による改正前の滋賀県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成27年規則第65号抄）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある第1条の規定による改正前の滋賀県税規則、第2条の規定による改正前の滋賀県産業廃棄物税条例施行規則、第3条の規定による改正前の滋賀県税の課税免除に関する条例施行規則および第4条の規定による改正前の滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成28年規則第38号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県税規則第44条第1項第1号、第45条第1項第1号および第2項第1号、第46条第2項第1号、別記様式第2号、別記様式第2号の2、別記様式第2号の32、別記様式第2号の39ならびに別記様式第2号の40の改正規定、同規則別記様式第11号の6の9の改正規定（「個人番号（法人番号）」を「法人番号」に改める部分に限る。）ならびに同規則別記様式第17号の22および別記様式第34号から別記様式第38号までの改正規定ならびに第2条中滋賀県産業廃棄物税条例施行規則別記様式第5号の改正規定（注3に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年規則第99号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

付 則（平成29年規則第56号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県産業廃棄物税条例施行規則別記様式第5号の様式による通知書は、この規則の施行後においても、なお当分の間使用することができる。

付 則（令和元年規則第4号）

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（令和２年規則第67号）

- 1 この規則は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第５号の様式による通知書は、この規則の施行後においても、なお当分の間使用することができる。

付 則（令和３年規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別表第１（第３条関係）

（一部改正〔平成16年規則22号・17年34号・18年30号・19年27号・50号〕）

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県 愛知県 三重県 京都府 奈良県
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 愛媛県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県
鹿児島県 沖縄県 北九州市

別表第２（第５条関係）

（一部改正〔平成17年規則91号〕）

$$A=B \div C$$

（この式において、A、BおよびCは、それぞれ次の値を表すものとする。）

A 再生率

- B 当該県内中間処理施設等に搬入された産業廃棄物が当該県内中間処理施設等で処分された後の有用な物（原材料もしくは部品その他製品の一部として利用し、または製品としてそのまま使用することができる物をいう。）のうち、認定を受けようとする年度の前々年度（当該前々年度の４月２日から12月１日までの間に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合にあっては当該県内中間処理施設等において当該産業廃棄物の処分を開始した日から起算して１年間、当該前々年度の12月２日から認定を受けようとする年度の前年度の９月１日までの間に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合にあっては当該県内中間処理施設等において当該産業廃棄物の処分を開始した日から当該前年度の11月30日までの間、当該前年度の９月２日から認定を受けようとする年度の９月１日までの間に県内中間処理施設等において新たに認定に係る種類の産業廃棄物の処分を開始した場合にあっては当該県内中間処理施設等において当該産業廃棄物の処分を開始した日から申請日の属する月の前月の末日までの間。以下「実績期間」という。）において当該県内中間処理施設等に係る事業者が有償で譲り渡し、または自ら利用した物および特に知事が資源の循環に資すると認めた物であって実績期間において当該県内中間処理施設等に係る事業者が譲り渡したもの（有償で譲り渡したものを除く。）の重量
- C 当該県内中間処理施設等で処分された物であって、実績期間内に当該県内中間処理施設等から搬出されたものの重量

受付印

再生施設認定申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事住 所
氏 名
個人番号(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名および法人番号)

滋賀県産業廃棄物税条例施行規則第5条第2項の規定により次のとおり申請します。

認定を受けようとする 中間処理施設等	名 称		
	所 在 地		
	処分業の許可年月日 および許可番号	年 月 日 第 号	
申請に係る産業廃棄物の種類			
申請に係る産業廃棄物の処分の方法			
認定を受けようとする年度			
実 績 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
再 生 品 の 種 類			
再生品のうち、実績期間 内において有償で譲り渡した物の重量 ①		(明細は別紙1のとおり)	トン
再生品のうち、実績期間 内において自ら利用した物の重量②		(明細は別紙2のとおり)	トン
再生品のうち、特に知事が資源 の循環に資すると認めた物で実績期間 内において譲り渡したものの重量③		(明細は別紙3のとおり)	トン
実績期間内に中間処理施設 等から搬出された物の重量④			トン
再 生 率 (① + ② + ③) ÷ ④			
連 絡 先			
住 所 (所 在 地)		氏名(名称および担当者名)	電 話 番 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 この申請書は、中間処理施設等ごと、産業廃棄物の種類ごとおよび処分方法ごとに作成してください。

3 この申請書における「再生品」とは、中間処理施設等に搬入された産業廃棄物が当該中間処理施設等で処分された後の有用な物（原材料もしくは部品その他製品の一部として利用し、または製品としてそのまま使用することができる物）をいいます。

別紙 1

再生品の有償譲渡に関する明細書			
氏 名 (名称および代表者の氏名)			
認 定 を 受 け よ う と す る 年 度			
実 績 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
再 生 品 の 種 類			
再生品の譲渡先 (住所および氏名 (主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名))			
再生品の譲渡年月	重 量	有償による譲渡金額	備 考
年 月	トン	円	
年 月	トン	円	
年 月	トン	円	
年 月	トン	円	
年 月	トン	円	
年 月	トン	円	
年 月	トン	円	
年 月	トン	円	
年 月	トン	円	
年 月	トン	円	
年 月	トン	円	
年 月	トン	円	
合 計	① トン	円	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 この明細書は、再生品の種類ごとおよび譲渡先ごとに作成してください。

別紙2

再生品の自ら利用に関する明細書		
氏 名（名称および代表者の氏名）		
認 定 を 受 け よ う と す る 年 度		
実 績 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
再 生 品 の 種 類		
再生品の利用年月	重 量	備 考
年 月	トン	
年 月	トン	
年 月	トン	
年 月	トン	
年 月	トン	
年 月	トン	
年 月	トン	
年 月	トン	
年 月	トン	
年 月	トン	
年 月	トン	
年 月	トン	
年 月	トン	
年 月	トン	
合 計	② トン	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 この明細書は、再生品の種類ごとに作成してください。

別紙3

資源の循環に資すると認められる物に関する明細書			
氏 名（名称および代表者の氏名）			
認 定 を 受 け よ う と す る 年 度			
実 績 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
再 生 品 の 種 類			
再生品の譲渡先	住所および氏名（主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）		
	処分業の許可年月日および許可番号		年 月 日 第 号
再生品の譲渡年月	重 量	備 考	
年 月	トン		
年 月	トン		
年 月	トン		
年 月	トン		
年 月	トン		
年 月	トン		
年 月	トン		
年 月	トン		
年 月	トン		
年 月	トン		
年 月	トン		
年 月	トン		
合 計	③ トン		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 この明細書は、再生品の種類ごとおよび譲渡先ごとに作成してください。

3 譲渡した資源の循環に資すると認められる物の重量を確認できる書類を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

受付印		産業廃棄物税課税免除申請書	
(宛先) 滋賀県西部県税事務所長		年 月 日	
		住 所 氏 名 個人番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名および法人番号)	
滋賀県産業廃棄物税条例第5条第2項の規定により次のとおり産業廃棄物税の免除を申請します。			
事 務 所 ま た は 事 業 所 の 所 在 地 お よ び 名 称		〒	
申 告 に 係 る 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
課 税 免 除 に 係 る 産 業 廃 棄 物 の 搬 入 重 量	条 例 第 5 条 第 1 項 第 3 号 に 係 る 課 税 免 除	(明細は別紙1のとおり)	トン
	条 例 第 5 条 第 1 項 第 4 号 に 係 る 課 税 免 除	(明細は別紙1のとおり)	トン
	条 例 第 5 条 第 1 項 第 5 号 に 係 る 課 税 免 除	(明細は別紙2のとおり)	トン
	合 計		トン
課税免除以外の産業廃棄物の搬入重量			
課 税 に 係 る 搬 入 重 量	課 税 標 準 量	トン	
連 絡 先			
住 所 (所 在 地)	氏名 (名称および担当者名)	電 話 番 号	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別紙 1

条例第 5 条第 1 項第 3 号または第 4 号に係る課税免除に関する明細書

事 務 所	所 在 地	
ま た は		
事 業 所	名 称	

申請者が排出した産業廃棄物		申請者が当該産業廃棄物を搬入した中間処理施設（滋賀県所在）					当該産業廃棄物が搬入された最終処分場			条例第 5 条第 1 項該当号
種 類	重 量 (トン)	搬入日	産業廃棄物管理票交付番号	名 称	所 在 地	処分方法	搬入日	名 称	所 在 地	
3 号該当重量合計										
4 号該当重量合計										

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- 2 申請者が申告に係る期間内に滋賀県所在の中間処理施設に搬入した産業廃棄物について記載してください。
- 3 「条例第 5 条第 1 項該当号」の欄には、滋賀県産業廃棄物税条例第 5 条第 1 項第 3 号に該当し課税免除となる場合は「3 号」、同項第 4 号に該当し課税免除となる場合は「4 号」と記載してください。
- 4 搬入先の中間処理施設における処分後の残さが 2 カ所以上の最終処分場へ搬入された場合において、「申請者が排出した産業廃棄物」の「重量」の欄、「当該産業廃棄物が搬入された最終処分場」の欄および「条例第 5 条第 1 項該当号」の欄は、最終処分場ごとに区分して記載してください。この場合において、申請者が排出した産業廃棄物の重量については、最終処分場別の重量が明確な場合を除き、最終処分場数で重量を案分して記載するとともに、当該最終処分場に滋賀県所在の最終処分場が含まれる場合は、当該最終処分場についても記載し、「条例第 5 条第 1 項該当号」の欄には「課税」と記載してください。

別紙2

条例第5条第1項第5号に係る課税免除に関する明細書

事務所 または 事業所	所在地	
	名称	

申請者が産業廃棄物を搬入した再生施設			申請者が搬入した産業廃棄物	
名称	所在地	処分方法	種類	重量(トン)
5号該当重量合計				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第3号（第9条関係）

受付印

課税標準特例申出書

(宛先) 滋賀県西部県税事務所長		年 月 日	
		住 所	
		氏 名	
		個人番号	
		(法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名および法人番号)	
滋賀県産業廃棄物税条例第9条の規定により次のとおり申出します。			
事務所または事業所の所在地および名称		〒	
産 業 廃 棄 物 の 種 類			
申 出 に 係 る 産 業 廃 棄 物 の 搬 入 月		年 月	
産業廃棄物を搬入 した中間処理施設	名 称		
	所 在 地		
	施 設 の 区 分		
	処分業の許可年月日 および許可番号	年 月 日 第 号	
産業廃棄物の搬入日、搬入した産業廃棄物の 重量および処分された後の産業廃棄物の重量		別紙のとおり	
連 絡 先			
住 所 (所 在 地)		氏名(名称および担当者名)	電 話 番 号

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別紙

[illegible]

受付印

産業廃棄物税 申告書
修正申告書

(宛先) 滋賀県西部県税事務所長				年 月 日	
住所				氏 名	
個人番号				(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名および法人番号)	
滋賀県産業廃棄物税条例第13条の規定により次のとおり申告 第14条第2項修正申告します。					
事務所または事業所の所在地および名称			〒		
申告に係る期間			年 月 日から 年 月 日まで		
区 分		課 税 標 準 量	税 率	税 額	
申告納付	申告	トン (別紙1③+別紙2③)	1,000円	円	
	納付年月日	年 月 日			
修正申告納付	修正申告①	トン (別紙1③+別紙2③)	1,000円	円	
	当初申告②	トン	1,000円	円	
	修正申告書による納付すべき税額①－②			円	
	納付年月日	年 月 日			
連 絡 先					
住 所 (所 在 地)		氏名 (名称および担当者名)		電 話 番 号	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別紙1（重量申告用）

課税標準に関する明細書					
氏 名 (名称および代表者の氏名)					
申告に係る期間		年 月 日から 年 月 日まで			
搬入先	施設名および所在地				課税標準 (搬入重量)
最終処分場 (再生施設を除く。) への搬入					トン
					トン
					トン
					トン
					トン
	小 計 ①				トン
搬入先	施設名および所在地	施設の区分	搬入重量 ④	処理係数 ⑤	課税標準 ④×⑤
中間処理施設（再生施設を除く。） への搬入		施設	トン		トン
		施設	トン		トン
		施設	トン		トン
		施設	トン		トン
		施設	トン		トン
		施設	トン		トン
	小 計 ②				トン
合 計 ③ (①+②)					トン

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

- 2 「処理係数 ⑤」の欄には、滋賀県産業廃棄物税条例第8条第1項第2号の表処理係数の欄に掲げる処理係数を記載してください。ただし、同条例第9条の規定により知事が適当であると認めたときは、「特例適用」と記載してください。

別紙2（容量申告用）

課税標準に関する明細書							
氏 名 （名称および代表者の氏名）							
申告に係る期間		年 月 日から 年 月 日まで					
搬入先	施設名および所在地	容量 ㉠	換算係数 ㉢	課税標準 ㉠×㉢			
最終処分場 （再生施設を除く。） への搬入		m ³		トン			
		m ³		トン			
		m ³		トン			
		m ³		トン			
		m ³		トン			
	小 計 ①				トン		
搬入先	施設名および所在地	施設の区分	容量 ㉠	換算係数 ㉢	換算して得た重量 ㉡（㉠×㉢）	処理係数 ㉣	課税標準 ㉡×㉣
中間処理施設（再生施設を除く。）への搬入		施設	m ³		トン		トン
		施設	m ³		トン		トン
		施設	m ³		トン		トン
		施設	m ³		トン		トン
		施設	m ³		トン		トン
		施設	m ³		トン		トン
小 計 ②							トン
合 計 ③ （①+②）							トン

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 「換算係数 ㉢」の欄には、滋賀県産業廃棄物税条例施行規則第8条の表換算係数の欄に掲げる換算係数を記載してください。

3 「処理係数 ㉣」の欄には、滋賀県産業廃棄物税条例第8条第1項第2号の表処理係数の欄に掲げる処理係数を記載してください。ただし、同条例第9条の規定により知事が適当であると認めたときは、「特例適用」と記載してください。

年 月 日

様

滋賀県 県税事務所長 印

産業廃棄物税およびこれに対する加算金額を下記のとおり更正・決定・再更正しましたので通知します。

よって、この通知書により納付すべき合計額を下記指定納期限までに納付書により納付してください。

納税者	住所(所在地)					
	氏名(名称)					
課税番号		申告書提出年月日	年 月 日	申告書提出期限	年 月 日	
行為年度	年度	申告に係る期間	年 月 日	～	年 月 日	
更正・決定・再更正の理由						
本 税	区分		課税標準量(トン)	税率(円)	税額(円)	
	更正・決定・再更正 ①					
	申告(再更正の場合は更正・修正申告) ②					
	差引増減税額(①-②) ③					
加 算 金	区分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既に納付の 確定した額 (円)	増減額(円)
	過少申告加算金					
	(加重分)					
	不申告加算金					
	(加重分)					
	重加算金					
		加算金計 ④				
指定納期限		年 月 日	納付(還付)すべき額 ③+④			
<納付場所> 県税事務所・滋賀県指定金融機関・滋賀県収納代理金融機関・郵便貯金銀行または郵便局						

注1 法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額(当該税額に1,000円未満の端数があるとき、または当該税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。)に地方税法第733条の17および附則第3条の2に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。

2 指定納期限までに納付されないため督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る税額等を完納されないときは、地方税法の定めるところにより財産の差押えを受けることになります。

3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、滋賀県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第1号（第5条関係）

（一部改正〔平成17年規則34号・27年65号・令和元年4号・3年18号〕）

様式第2号（第6条関係）

（一部改正〔平成17年規則34号・21年37号・27年65号・令和元年4号・3年18号〕）

様式第3号（第9条関係）

（一部改正〔平成17年規則34号・21年37号・27年65号・令和元年4号・3年18号〕）

様式第4号（第10条関係）

（一部改正〔平成17年規則34号・21年37号・27年65号・令和元年4号・3年18号〕）

様式第5号（第11条関係）

（全部改正〔平成28年規則99号〕、一部改正〔平成29年規則56号・令和2年67号〕）